

佐賀県告示第百七号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の増加
全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加える。
- 二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第三条第二号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。
第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。